

障害者自立支援法に関する事業者説明会(H19.2.5) Q&A

項番	質問事項	質問内容	回答	回答者
1	通所サービス利用促進事業について	送迎サービスに対する助成は、具体的にどんなものになるのでしょうか、特に有償運送との関係についても、ご教示ください。 また、これまでの送迎サービスとの関連性、つまり、これまでの送迎サービスのようものが再度設けられるということでしょうか？	現在、国は通所サービス事業の事務処理に係る留意事項等について検討中ですので、今後、内容等が示され次第、改めてお知らせいたします。 なお、現在判明している限りでは、旧支援費制度における送迎加算とは異なり、1回毎の送迎に対する報酬加算ではないので、福祉有償運送には該当しないものと思われます。	施設福祉担当 企画推進担当
2	小規模作業所緊急支援事業について	H18.10から地域活動支援センター型(元精神障害者小規模共同作業所)に移行した施設ですが、実利用人数は、8名前後にとどまっています。このような場合、小規模作業所緊急支援事業の助成対象となるのでしょうか。	既に地域活動支援センターに移行している場合は、小規模作業所緊急支援事業の対象になりません。	施設福祉担当
3	障害者自立支援基盤整備について	現在、居宅介護事業を実施していますが、車イス利用者等の相談に対応するため、相談室をバリアフリー化したいと思います。この場合、改修経費は助成の対象となるのでしょうか。	居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な建物の改修工事は対象する方向で検討していますが、事業の採択に当たっては具体的な整備内容等について別途相談願います。	施設福祉担当
4	障害者自立支援基盤整備について	H18年度に既に新体系に移行してしまった施設(事業所)についても建物のバリアフリー化が必要な場合は、障害者自立支援基盤整備事業の対象となるのでしょうか。	新体系への移行時期(H18年度又はH19年度以降)については、原則として問いません。 判断の基準は、改修工事に着手した時期で、既に改修工事に着手している施設(事業所)は対象となりません。	施設福祉担当
5	障害者自立支援基盤整備について	庭のスロープが砂利敷きのため、利用者が転びやすく、車イスの方は利用できない等の支障があります。庭のアスファルト化は障害者自立支援基盤整備事業の対象となるのでしょうか。	建物と密接に関連し、一体として使用される付帯施設(設備)は対象とする方向で検討していますが、それ以外のもの、例えば敷地の造成や外構工事等は対象となりません。 従って建物に出入りするためのスロープの設置は対象となりますが、庭のアスファルト整備は対象とは考えていません。	施設福祉担当
6	障害者自立支援基盤整備について	障害者自立支援基盤整備事業に関するタイムスケジュール(決まっていなければ、いつ決まるのか)と申請方法(決まっていなければ、いつ決まるのか)についてご教示ください。 敷地内に「スーパーハウス」を購入設置して増築することは、障害者自立支援基盤整備事業の枠内として、認められるのでしょうか。 「障害者自立支援基盤整備事業」と「小規模作業所緊急支援事業」を併用することは可能でしょうか。	具体的なタイムスケジュールは決まっていますが、できるだけ早い時期に補助金交付要領を制定し、お示しします。申請方法等についても同要領によりお示しすることになります。 就労移行支援等に取り組むために必要となる作業室の増築であれば対象とする方向で検討しています。 「小規模作業所緊急支援事業」は、新たなサービスへの移行が直ちにできない小規模作業所に対して交付される補助金であり、「障害者自立支援基盤整備事業」は新たなサービス体系に移行する場合に必要な施設改修経費の助成であることから、移行計画に基づき、いずれかの事業を選択していただくことになります。	施設福祉担当

項番	質問事項	質問内容	回答	回答者
7	その他法施行に伴い緊急に必要な事業(事業者コスト対策)について	18年度中に、本部で使用しているパソコンを事業所に移設し、別途プリンターを購入することとしています。この場合、パソコンの移設費用、プリンター購入、保守料等の経費は助成の対象となりますか。 請求事務に用いる事務機(パソコン)やそれに付随するソフトウェア等の整備に要する経費は、100/100で請求できますか？	事業者コスト対策事業は、障害者自立支援法の施行に伴う新制度移行時に発生した特段の事情により各事業者の施設運営に要する経費が著しく増加している状況を踏まえ、報酬等の円滑な請求事務処理を図るための会計処理システムの購入や改良等の特定の経費の一部を助成するものです。 「プリンター購入費」は「システム購入費」に、「移設費」や「保守料」は「システム改良費」に含まれて補助対象となるかについては、現在検討中であり、事業実施要領が決まり次第改めてお知らせいたします。 「ハードやソフトの基盤整備」は「システム購入費」に含まれて補助対象となるかについては、現在検討中であり、事業実施要領が決まり次第改めてお知らせいたします。 なお、事業所への補助額は、実施要領で定める上限額以内の額となります。	施設福祉担当
8	その他法施行に伴い緊急に必要な事業(事業者コスト対策)について	授産事業に係わる原油高騰のコスト増加分については、助成の対象になりますか。 また、助成の対象とするよう要望します。	事業者コスト対策事業は、障害者自立支援法の施行に伴う新制度移行時に発生した特段の事情等により各事業者の施設運営に要する経費が著しく増加している状況を踏まえ、当該要因となる特定の経費の一部を助成するものです。授産事業に要する経費については、当該経費には該当しないため助成の対象外となります。	施設福祉担当
9	地域活動支援センター(元障害者福祉作業所)の受託運営について	19年4月1日より地域活動支援センター(元障害者福祉作業所)を受託運営することになっています。 そこで知事に設置届を提出すると聞きましたが、手続きや様式等についてご教示ください。	地域活動支援センター事業を開始する場合は、障害者自立支援法第79条第2項に基づき、「障害福祉サービス事業等開始届」をあらかじめ知事あてに提出します。様式は、栃木県のホームページ(http://www.pref.tochigi.jp/)からダウンロード願います。 また、添付資料として、事業者の基本約款(定款)、管理者の経歴書、事業計画書、収支予算書が必要となります。	施設福祉担当
10	障害福祉サービスに係る経理区分について	私たちの法人は、旧体系で推移するものと新体系へ移行するものが混在しています。このような場合、どうすればよいのでしょうか。 ×学園 施設会計(一般会計) 本体施設はH20年4月頃新体系へ ×作業所 施設会計(一般会計)・・・ア 工賃関係(授産会計)・・・イ ×作業所 施設会計(一般会計)・・・イ 工賃関係(授産会計)・・・ウ A・イ・ウは 就労支援事業 にしなければいけないのか 本体施設が旧体系のまま工賃会計の部分を授産会計で会計単位で行っている場合、就労支援事業に移行しなくてはならないのですか？	障害福祉サービス事業に移行する事業が複数あっても、従来の授産会計基準を適用している事業や新たな事業が、就労支援事業に移行していない(旧体系のまま)場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理基準」は適用しなくとも差し支えありません。 (就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて(H18.10.2社援発第1002001号)第一の3の(3))	保健福祉課検査指導班
11	障害福祉サービスに係る経理区分について	先日示された「就労支援の事業の会計基準」は、改定されますか。また帳票(様式)についても改定されるのでしょうか。(別紙1参照)	現時点では改正の情報は把握していません。改正の通知がありましたらすみやかにお知らせしたいと思います。	保健福祉課検査指導班
12	障害福祉サービスに係る経理区分について	次の事業(別紙2参照)を行っています。 会計区分、単位、経理区分のイメージは、別紙2でよろしいでしょうか。	これで良いです。ただし、この別紙2の例は、生活介護事業について「就労支援等の事業に関する会計処理基準」を適用しない場合の区分の位置になります。また、定款で第一種事業でない第二種事業の障害福祉サービス事業を記載した場合の例ですのでご承知ください。 (「就労支援等の事業の会計処理の基準」の留意事項等の説明(H18.11.13)説明2)	保健福祉課検査指導班
13	障害福祉サービスに係る経理区分について	生活介護事業と就労継続支援B型を、A事業所とB事業所で行っています。(多機能型) B型とは別に障害福祉サービス事業の中で事業所別に内訳が必要なのか？	生活介護事業に「就労支援等の事業に関する会計処理基準」を適用した場合は、就労支援事業の中で事業所別の事業区分に「生活介護事業」を設けますが、生活介護事業に「就労支援等の事業に関する会計処理基準」を適用しない場合は、障害福祉サービス事業の中で内訳(任意様式)を設ける必要があります。別紙2の例。 (「就労支援等の事業の会計処理の基準」の留意事項等の説明(H18.11.13)説明2)	保健福祉課検査指導班

項番	質問事項	質問内容	回答	回答者
14	障害福祉サービスに係る経理区分について	会計区分、単位、経理区分の関係は、別紙3でよろしいでしょうか。 (P.10の下の について)	これで良いです。ただし、この別紙3の例は、生活介護事業については、上記で述べたように、生活介護事業において生産活動を行い、その規模等から、事業者の判断で「就労支援等の事業に関する会計処理基準」を適用した場合の区分の位置になります。また、この「施設経理区分」は、第一種社会福祉事業で行う事業の場合の例です。ご了承ください。 〔「就労支援等の事業の会計処理の基準」の留意事項等の説明(H18.11.13)説明2〕	保健福祉課検査指導班
15	障害福祉サービスに係る経理区分について	別紙2のイメージでは、会計区分で社会福祉事業として合算されたものが必要なのでしょうか。それとも会計単位毎でよろしいのでしょうか。	「就労支援事業」と「それ以外の社会福祉事業」の会計単位を合算した財務諸表を作成することは任意ですが、経営判断等に資するため作成することが望ましいと思います。	保健福祉課検査指導班
16	グループホーム(共同生活援助)請求明細書の記入について	請求明細書中段にあるサービス種別毎の開始年月日及び終了年月日の記入方法をご教示ください。 例えば、H19年1月請求分の場合は、H19年1月10日にするのですか。 また、終了年月日は、退所していない場合は記入しなくてもよろしいでしょうか。	開始年月日 入居年月日、開始年月日の記入方法 平成18年10月1日以前の場合 平成18年10月1日と記入 平成18年10月2日以降の場合 入居した日をそのまま記入 GH(共同生活援助)の場合 退所をしない限り開始年月日には同じ日付が入ります。 例)平成18年10月1日に入居したAさんの場合 サービス提供年月、開始年月日の記入方法 平成19年1月分 平成18年10月1日と記入 平成19年2月分 平成18年10月1日と記入 終了年月日 GH(共同生活援助)を退所した場合に終了年月日を記載します。 入院や一時的に帰省した場合には記入の必要はありません。	栃木県国保連合会

(別紙2)

会計区分	社会福祉事業				公益	収益
会計単位	社会福祉事業(就労支援事業以外)			就労支援事業		
経理区分	法人本部	支援施設	障害福祉サービス事業	A事業所	B事業所	
事業区分				B型	B型	
内訳(任意様式)	入所支援	短期	共同生活援助	共同生活介護		

(別紙3)

